改正後	改正前
8　医師が、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。	8　医師が、認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。
9～13　（略）	9～13　（略）
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）
7～9　（略）	7～9　（略）

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十四条　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	**別表** 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
１・２　（略）	１・２　（略）
３　介護予防認知症対応型共同生活介護	３　介護予防認知症対応型共同生活介護
イ　介護予防認知症対応型共同生活介護費（１日につき）	イ　介護予防認知症対応型共同生活介護費（１日につき）
(1)　介護予防認知症対応型共同生活介護費(I)　755単位	(1)　介護予防認知症対応型共同生活介護費(I)　755単位
(2)　介護予防認知症対応型共同生活介護費(II)　743単位	(2)　介護予防認知症対応型共同生活介護費(II)　743単位
ロ　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）	ロ　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）
(1)　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)　783単位	(1)　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)　783単位
(2)　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)　771単位	(2)　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)　771単位
注１～３　（略）	注１～３　（略）
４　ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成９年法律第123号）第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。	４　ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成９年法律第123号）第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。
５・６　（略）	５・６　（略）
ハ～ヌ　（略）	ハ～ヌ　（略）

（介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十五条　介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

区分	科目	時間数	備考
講義	介護保険制度の理解に関する講義	一時間	
	介護サービスの基礎的知識に関する講義	二時間	
	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	一時間	

改正前

区分	科目	時間数	備考
講義	介護保険制度の理解に関する講義	一時間	
	介護サービスの基礎的知識に関する講義	二時間	
	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	一時間	